

札幌市立小中学校の学校規模の
適正化に関する地域選定プラン
[第2次]

平成 25 年 3 月
札幌市教育委員会

目 次

1	地域選定プラン[第2次]の策定にあたって	1
2	小規模校検討地域選定までの過程	2
3	小規模校検討地域の選定結果	9
4	各小規模校検討地域について	11
	南区 豊滝地域	11
	厚別区 上野幌・青葉地域	13
	南区 石山・芸術の森地域	15
	札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針(概要)	17
資料1	札幌市立小中学校の児童生徒数及び学校数の推移について	20
資料2	小学校配置図(平成24年度)	21
資料3	小学校配置図(平成29年度推計)	22
資料4	中学校配置図(平成24年度)	23
資料5	中学校配置図(平成29年度推計)	24
参考1	地域選定プラン[第1次]の各小規模校検討地域での取組経過	25
参考2	学校統合に関するアンケート結果(抜粋)	26
参考3	小・中学校における現行制度について	28

1 地域選定プラン[第2次]の策定にあたって

これまでの取組

札幌市では、少子化等の影響によって、児童生徒数の減少とともに1校あたりの学級数が減少する、学校の小規模化が進んでいます。

小規模化が進むと、クラス替えができない、望ましい教育効果が得られないといった課題が生じることがあり、これらの課題に対応するため、平成19年12月に「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)と、これに基づいて学校規模適正化の検討を進めていく地域(以下「小規模校検討地域」といいます。)を定めた「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プラン(以下「地域選定プラン」といいます。)[第1次]」を策定し、これまで白石区東米里地域、厚別区もみじ台地域、南区真駒内地域において、学校統合による学校規模の適正化を行ってきたところです。

《 「基本方針(概要)」(17~19ページ)、「資料1」(20ページ)、「参考1」(25ページ) 参照》

地域選定プラン[第2次]の策定について

上記のとおり、学校規模の適正化の取組を行ってきましたが、札幌市における少子化傾向は変わらず、依然として学校規模適正化の検討が必要な学校は数多く存在しています。

こうした状況を踏まえ、子どもたちの良好な教育環境を確保するため、ここに地域選定プラン[第2次]を策定し、引き続き学校規模の適正化に向けた取組を行っていきます。

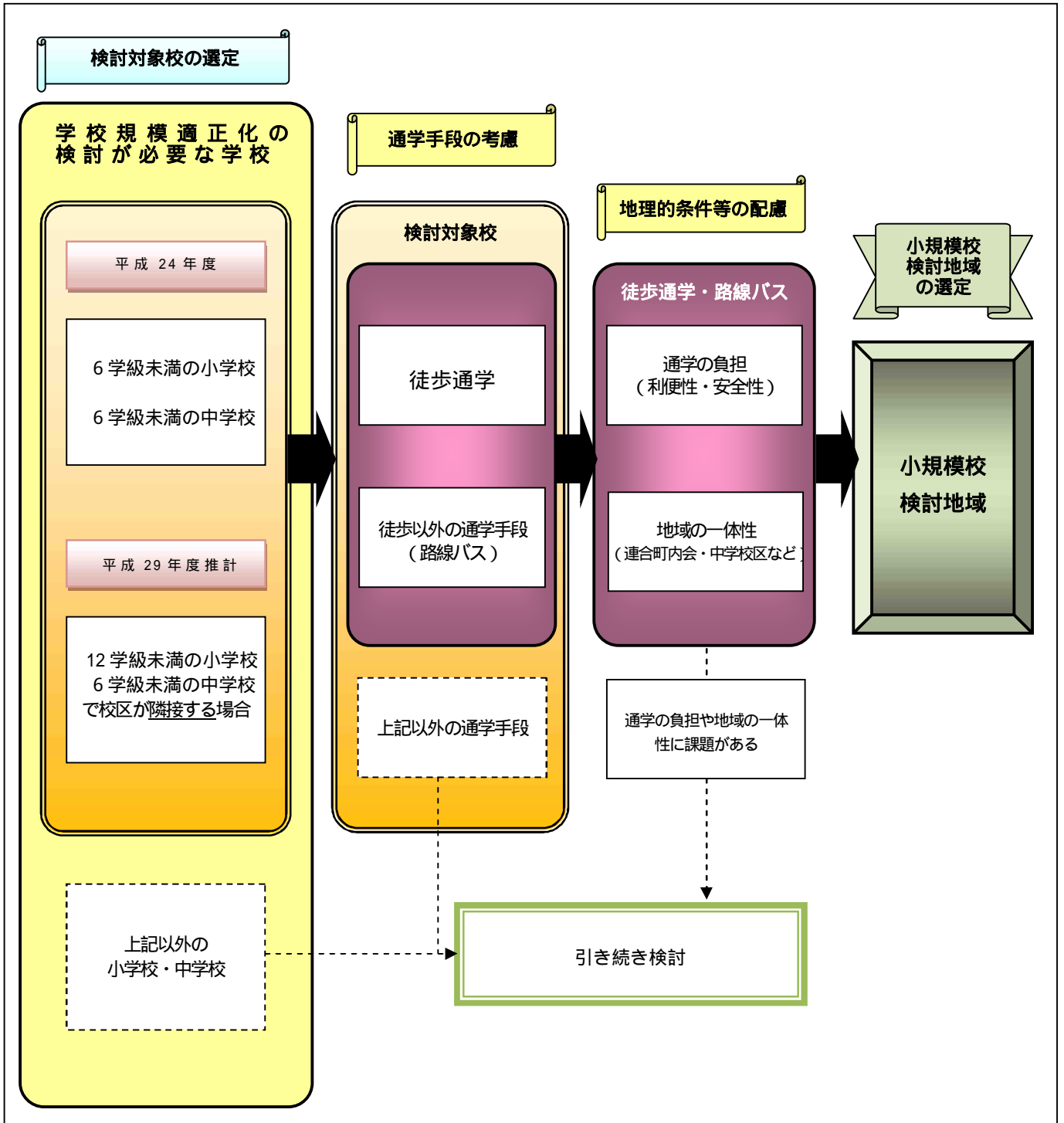
なお、地域選定プラン[第2次]では、平成29年度の児童生徒数の推計を用いることにより、将来的な学校規模の状況を見据えながら、小規模校検討地域を定めていきます。

札幌市における平成23年(2011年)5月1日現在の住民基本台帳を基に、札幌市教育委員会が作成した平成29年(2017年)5月1日の推計

2 小規模校検討地域選定までの過程

選定までの流れ

小規模校検討地域の選定にあたっては、下図のとおり、「学校規模適正化の検討が必要な学校」の中から「検討対象校」を選定したうえで、通学手段を考慮し、地理的条件等に配慮しながら行っていきます。



平成 29 年度推計で、12 学級未満となる見込みの小学校・6 学級未満となる見込みの中学校

学校規模適正化の検討が必要な学校

学校は、様々な考え方や体験を持つ子どもたちが、集団を通して切磋琢磨しながら成長し、発達していく場であることから、様々な個性と出会い、交流することができる学校規模での教育が効果的です。

また、学校運営や教育活動を充実したものとするためには、一定以上の教員数を確保することができる学校規模が望ましいと考えられます。

このようなことから、基本方針において、小学校では18学級から24学級（1学年3～4学級）を適正な規模とし、少なくとも各学年において複数学級を確保することができる12学級（1学年2学級）以上の規模が必要であるとしています。

同様に、中学校では12学級から18学級（1学年4～6学級）が適正な規模であり、少なくとも各学年において複数学級を確保することができる6学級（1学年2学級）以上の規模が必要であるとしています。

基本方針では、このような学校の適正な規模という考え方にに基づき、12学級未満となることが見込まれる小学校と6学級未満となることが見込まれる中学校を全て、「学校規模適正化の検討が必要な学校」としています。

平成29年度の推計を用いると、学校規模適正化の検討が必要な学校は、次表のとおり、小学校で40校、中学校で1校あります。

《 「基本方針（概要）2・3(1)」(17ページ)、「資料3」(22ページ)、「資料5」(24ページ) 参照》

【学校規模適正化の検討が必要な学校】

平成 29 年度推計で 12 学級未満となる見込みの小学校 (40 校)	
中央区(1 校)	三角山小(12 7)
北 区(2 校)	茨戸小(6 6) 鴻城小(10 9)
東 区(6 校)	苗穂小(13 11) 札幌小(12 9) 丘珠小(12 11) 中沼小(7 6) 栄緑小(12 9) 東苗穂小(12 10)
白石区(3 校)	西白石小(6 6) 南白石小(9 8) 東川下小(12 11)
厚別区(5 校)	上野幌小(6 6) 青葉小(8 9) 厚別西小(11 6) 上野幌西小(9 6) 厚別東小(12 11)
豊平区(5 校)	旭小(11 11) みどり小(11 11) 平岸高台小(8 6) あやめ野小(8 8) 西岡北小(12 11)
清田区(3 校)	北野平小(11 11) 美しが丘小(12 11) 美しが丘緑小(9 6)
南 区(11 校)	簾舞小(8 6) 石山小(6 6) 豊滝小(3 4) 定山溪小(4 4) 藤の沢小(6 6) 南小(7 8) 澄川西小(11 10) 石山南小(8 8) 北の沢小(6 6) 藻岩南小(7 6) 石山東小(6 6)
西 区(2 校)	福井野小(12 11) 八軒北小(12 11)
手稲区(2 校)	前田小(9 11) 新陵東小(10 8)
平成 29 年度推計で 6 学級未満となる見込みの中学校 (1 校)	
南 区(1 校)	定山溪中(3 3)

小規模特認校、分校を除く。

区ごとに、学校設置年の古い順に記載

カッコ内は、平成 24 年度の学級数 平成 29 年度推計学級数 (特別支援学級は含まない。)

検討対象校の選定

基本方針に基づき、で示した学校規模適正化の検討が必要な学校の中から、教育環境面での優先度などを踏まえ、計画的に学校規模の適正化を進めるため、

平成 24 年度時点で 6 学級未満の小学校・中学校

平成 29 年度推計で、12 学級未満となる見込みの小学校で校区が隣接するもの

平成 29 年度推計で、6 学級未満となる見込みの中学校で校区が隣接するもの

に該当する以下の学校を、「検討対象校」として選定します。

【検討対象校】

平成 24 年度時点で 6 学級未満の小学校・中学校	
南 区	豊滝小(3 4) 定山溪小(4 4) 定山溪中(3 3)
平成 29 年度推計で、12 学級未満となる見込みの小学校で校区が隣接するもの 平成 29 年度推計で、6 学級未満となる見込みの中学校で校区が隣接するもの	
東 区	丘珠小(12 11)・中沼小(7 6)
白石区 厚別区	東川下小(12 11)・厚別西小(11 6)
厚別区	上野幌小(6 6)・青葉小(8 9)・上野幌西小(9 6)
豊平区	平岸高台小(8 6)・西岡北小(12 11)
清田区	美しが丘小(12 11)・美しが丘緑小(9 6)
南 区	石山小(6 6)・藤の沢小(6 6)・石山南小(8 8)・ 藻岩南小(7 6)・石山東小(6 6)

組合せごとに、学校設置年の古い順に記載

カッコ内は、平成 24 年度の学級数 平成 29 年度推計学級数 (特別支援学級は含まない。)

南小と北の沢小については、藻岩山を挟んで隣り合っており、実質的に校区が隣接している状態にはないことから、上表 の組合せから除いている。

《 「基本方針(概要)3(4)」(18ページ)、「資料2～5」(21～24ページ) 参照》

通学手段の考慮と地理的条件等の配慮

で述べたように、小規模校検討地域の選定にあたっては、以下のとおり、で定めた検討対象校に対し、通学手段を考慮するとともに、地理的条件等にも配慮する必要があります。

ア 通学手段の考慮

基本方針では、検討対象校のうち、隣接校へ徒歩通学が可能（小学校で概ね2 km、中学校で概ね3 km）と見込まれるものから、順次学校規模適正化に向けた具体的な取組を検討していくこととしています。

また、隣接校までの距離が長く、徒歩以外の通学手段も必要と見込まれるものについては、路線バス等の通学手段も視野に入れたうえで、引き続き検討を行うこととしています。

このような考え方にに基づき、地域選定プラン〔第2次〕では、徒歩通学に加えて、路線バスによる通学が可能と見込まれるものについても、小規模校検討地域の候補とします。

イ 地理的条件等の配慮

小規模校検討地域の選定に際しては、基本方針に基づき、連合町内会などの地域との一体性や主要幹線道路・河川・鉄道などの地理的条件、また通学の利便性や安全性といった通学にかかる負担などにも十分配慮します。

そのため、学校規模の適正化を行うことによって、子どもたちに過度の通学負担がかかり、日常生活に影響が生じるなど、子どもたちの生活環境にとって好ましくないと考えられる場合には、教育環境の改善を図る別の方法を調査・研究していくこととします。

なお、地域の一体性を考慮した際に、隣接する小規模校以外の学校が、市や区の境界に位置するなど他の地域との検討ができないときに、当該隣接校を含めることでより効果的な検討ができると考えられる場合には、その学校も含めて小規模校検討地域を選定します。

で選定した検討対象校に、上記ア、イの考え方を加味すると、次のとおりです。

平成 24 年度時点で 6 学級未満の小学校・中学校

【豊滝小】

隣接する学校まで距離が長く、徒歩以外の通学手段を検討する必要がありますが、国道沿いに路線バスが運行されており、路線バスによる通学も可能と見込まれます。

【定山溪小】【定山溪中】

隣接する学校まで距離が長く、徒歩以外の通学手段を検討する必要がありますが、国道沿いに路線バスが運行されているものの、通学時間帯に乗車できる便がないため、通学手段に課題があると考えられます。

平成 29 年度推計で、12 学級未満となる見込みの小学校で校区が隣接するもの

平成 29 年度推計で、6 学級未満となる見込みの中学校で校区が隣接するもの

【丘珠小・中沼小】

徒歩以外の通学手段を検討する必要がありますが、2 校の校区をつなぐ路線バスは運行しているものの、乗り換えが必要となる場合もあり、通学の利便性や児童の負担の面から課題があると考えられます。

【東川下小・厚別西小】

徒歩通学は概ね可能と見込まれますが、行政区や連合町内会、中学校区が異なり、それぞれ他に関係の深い隣接校があることを考えると、地域の一体性に課題があると考えられます。

【上野幌小・青葉小・上野幌西小】

上野幌小、青葉小、上野幌西小の組合せは、徒歩通学が可能と見込まれます。

地域の一体性を考慮した場合、青葉小と上野幌小には中学校区や連合町内会の一部、上野幌小と上野幌西小には連合町内会など、一定程度の地域の一体性が認められます。

さらに、隣接する上野幌東小（平成 24 年度 13 学級、平成 29 年度推計 12 学級）についても、3 校と同様、地域の児童数が減少傾向にあること、市や区の境界に位置し他の地域との検討ができないことなどから、3 校に上野幌東小を含めることで、より効果的な検討ができるものと考えられます。

【平岸高台小・西岡北小】

徒歩通学以外の通学手段を検討する必要がありますが、通学上、適当な路線バスがないため、通学手段に課題があると考えられます。

【美しが丘小・美しが丘緑小】

徒歩通学が可能と見込まれるとともに、連合町内会や中学校区が一致しており、地域の一体性があると考えられますが、美しが丘地域は市内でも比較的新しい宅地開発地域であり、近年も30・40歳代の人口の増加や一定の住宅供給も見られることなどから、転出入の傾向を捉えながら、今しばらく児童数の推移を見守る必要がある地域だと考えられます。

【石山小・藤の沢小・石山南小・藻岩南小・石山東小】

広範囲にわたって小規模校が隣接している状態で、多くの地域が関係していることから、この5校で地域選定を行うことは適切ではなく、隣接する他の学校も含めた各地域での児童数の動向も踏まえながら地域選定を行う必要があります。

この5校のうち、藻岩南小は藻岩地域の他の3校と地域の一体性が認められ、藤の沢小については、学校設立の経緯は石山地域との関係があるものの、児童のほとんどが藤野地域から通学していることを考えると、藤野地域の他の2校と地域の一体性が認められます。また、石山東小は隣接する常盤小と地域の一体性が認められ、残る石山小と石山南小には地域の一体性が認められます。

このように、藻岩南小と藤の沢小については、それぞれ地域的に関係の深い学校も多く、各地域の児童数の動向を見守る必要がありますが、石山東小の地域の児童数はかなり少ない状況にあることから、学校設立の経緯に関係の深い石山小、石山南小と一体的に検討することが効果的だと考えます。

また、隣接する常盤小（平成24年度、平成29年度推計ともに12学級）についても3校と同様、地域の児童数が減少傾向にあること、市の境界に位置し他の地域との検討ができないことなどから、3校に常盤小を含めることで、より効果的な検討ができるものと考えられます。

なお、石山小、石山南小、石山東小に常盤小を加えた際には、徒歩通学以外の通学手段を検討する必要がありますが、校区内に路線バスが運行されていることから、路線バスによる通学も可能と見込まれます。

《 「基本方針（概要）3(3)・(4)・(6)」（18～19ページ）参照》

3 小規模校検討地域の選定結果

小規模校検討地域の選定

「2 小規模校検討地域選定までの過程」において、学校規模適正化の検討が必要な学校の中から、教育環境面での優先度などを踏まえ、計画的に学校規模適正化を進めるために選定した検討対象校に対し、通学手段の考慮や地域の一体性などの地理的条件等にも配慮して検討しました。

この過程を経て、最終的に、徒歩や路線バスによる通学が可能と見込まれ、地域の一体性があると考えられる次頁の地域を、具体的に学校規模適正化の検討を進めていく地域である「小規模校検討地域」として選定することとします。

その他の小規模校

今回、検討地域に選定されなかった小規模校については、通学手段や地域の一体性に課題がある場合や、隣接する他の学校の動向についても考慮する必要があるなど、様々な課題がありますが、子どもたちに良好な教育環境を提供するために、学校規模の適正化は必要と考えています。なお、子どもたちに対する過度の通学負担が懸念されるような場合には、教育環境を改善する別の方法についても調査・研究していきます。

また、これから先も少子化傾向は続くものと見込まれますので、今後も小規模校の数は増加していくことが想定されます。これらの学校についても同様に、学校規模の適正化を検討していく必要があります。

小規模校の中には既に6学級となっている学校もありますが、これは全ての学年において1学級しかないことから、大きな課題を抱えていると考えていますので、これらの小規模校への対応に関する基本方針の見直しも視野に入れ、上記の諸課題について引き続き整理を行うとともに、札幌市全体における児童生徒数の推移についても注視しながら、今後も子どもたちにとっての良好な教育環境の確保に努めていきます。

【 今 回 選 定 し た 小 規 模 校 検 討 地 域 】

平成 24 年度時点で 6 学級未満の小学校・中学校	
南区 豊滝地域	<u>豊滝小</u>
平成 29 年度推計で、12 学級未満となる見込みの小学校で校区が隣接するもの 平成 29 年度推計で、6 学級未満となる見込みの中学校で校区が隣接するもの	
厚別区 上野幌・青葉地域	<u>上野幌小・青葉小・上野幌西小・上野幌東小</u> 地域の一体性や児童数の推移を考慮し、上野幌東小も含めて地域の選定を行います。
南区 石山・芸術の森地域	<u>石山小・常盤小・石山南小・石山東小</u> 地域の一体性や児童数の推移を考慮し、常盤小も含めて地域の選定を行います。

4 各小規模校検討地域について

南区 豊滝地域

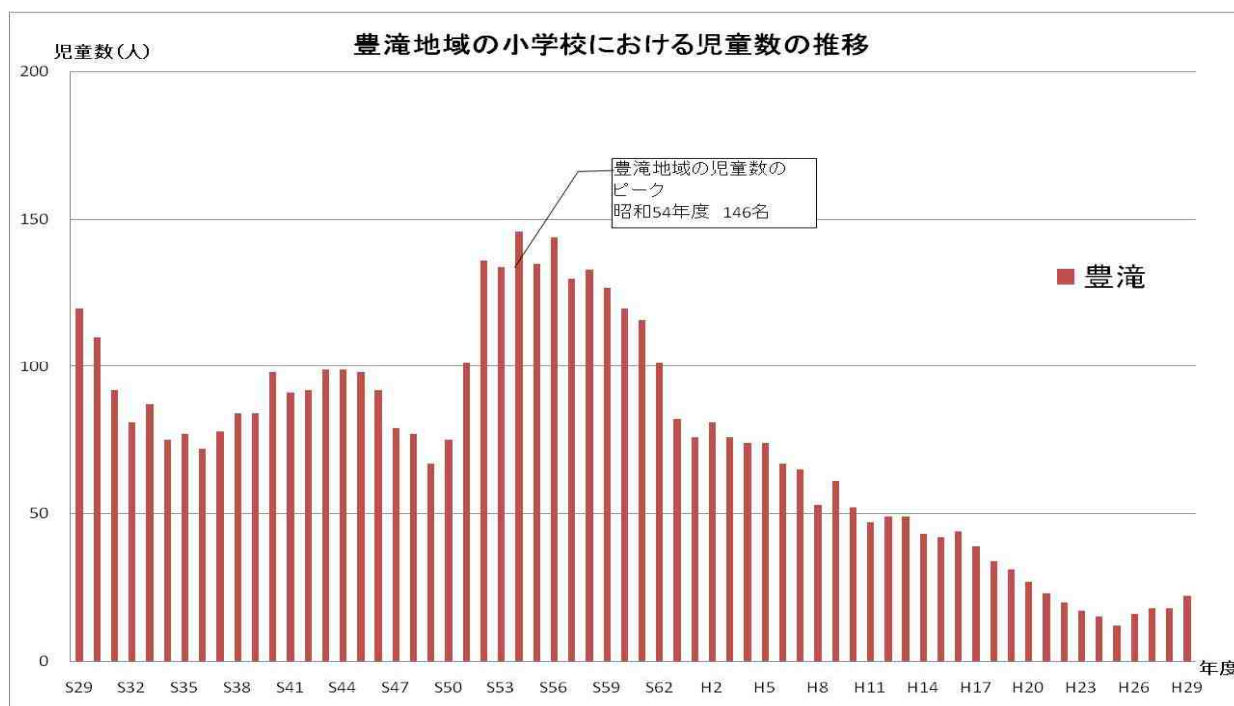
豊滝地域にある豊滝小学校は、明治33年（1900年）に公立瀧ノ澤簡易教育所として開校しました。

児童数のピークは、昭和54年度（1979年度）の146名で、その後減少を続け、平成24年度（2012年度）には15名と、ピーク時の約10%まで減少し、現在市内で最も小規模な学校となっています。

平成10年度（1998年度）以降は、6学級未満（複式学級）の状態が続いており、平成29年度（2017年度）の推計においても、複式学級の状態が継続することが見込まれます。

また、隣接校までの距離が長いため、徒歩以外の通学手段を検討する必要がありますが、国道沿いに路線バスが運行されており、通学時間帯にも複数便運行されていることから、路線バスを利用して通学することが可能と見込まれます。

以上のことから、豊滝小学校の校区を対象地域として、学校規模の適正化を検討していきます。



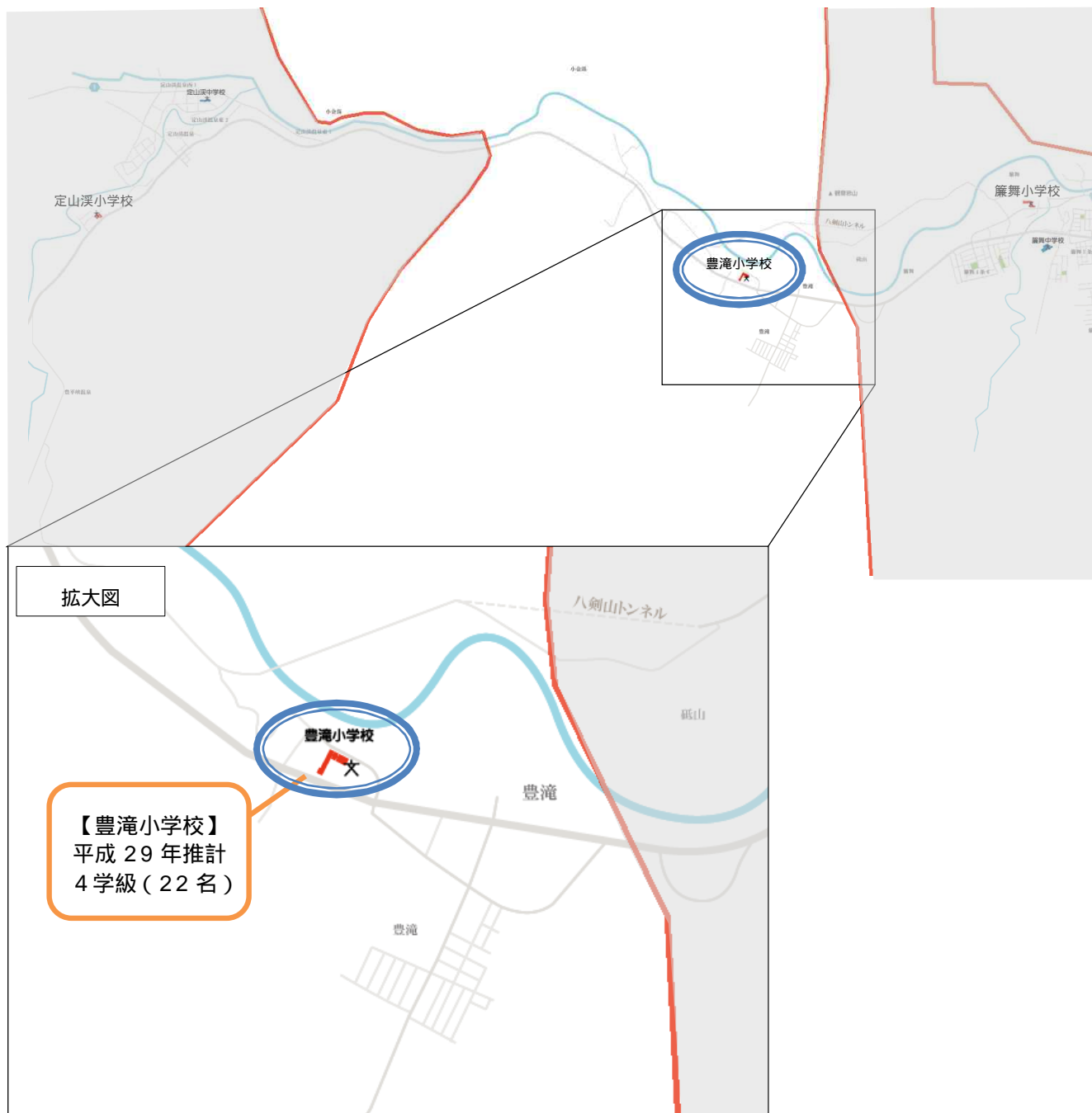
学級数（児童数）推計

単位：学級（人）

対象校	ピーク時	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊滝	6 (146)	3 (15)	3 (12)	3 (16)	3 (18)	3 (18)	4 (22)

特別支援学級は含まない。平成25年度以降はすべて推計値である。

豊滝地域の小学校区



検討対象地域 南区
碓氷山 (114 番地 ~ 134 番地、136 番地 ~ 208 番地、210 番地)
豊滝
小金湯

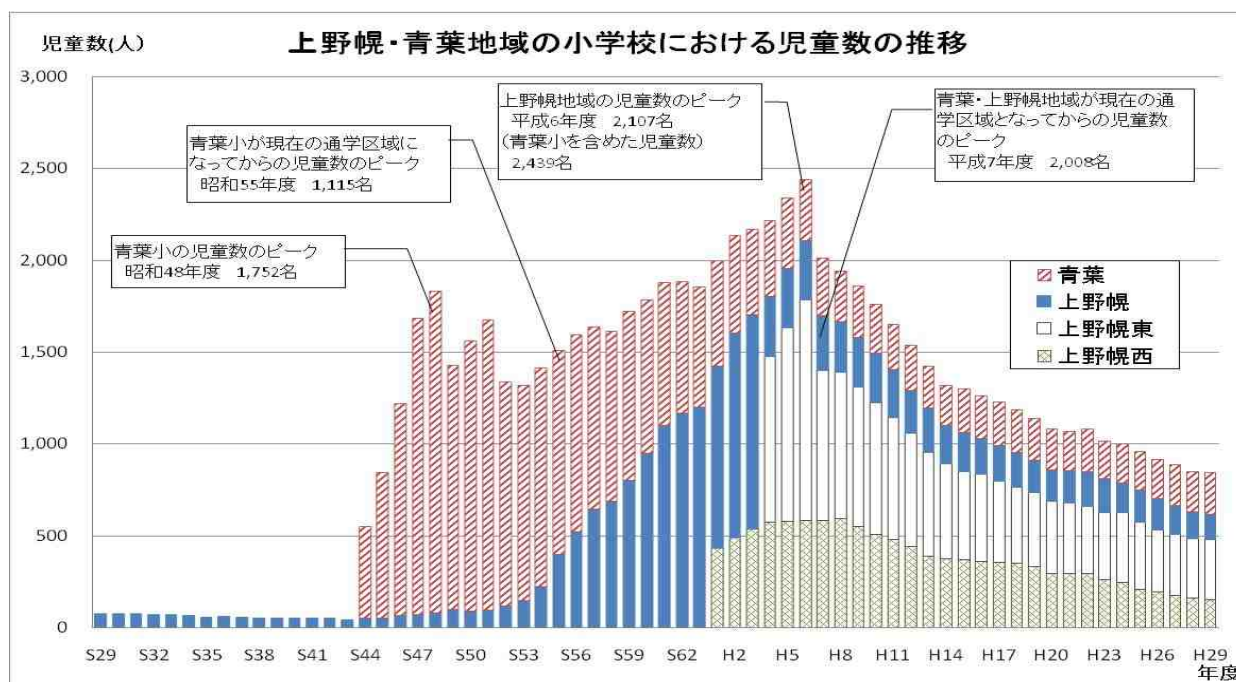
厚別区 上野幌・青葉地域

上野幌地域では、明治33年（1900年）に野津幌簡易教育所として現在の**上野幌小学校**が開校しました。その後、大規模な宅地開発により人口が増加し、平成元年（1989年）には**上野幌西小学校**、平成4年（1992年）には**上野幌東小学校**が開校し、平成7年度（1995年度）に現在の通学区域となりました。

また、青葉地域の**青葉小学校**は、昭和43年（1968年）に**下野幌小学校**として**信濃小学校**から分離して開校しました。その後、過大規模を解消するために分離を繰り返し、昭和55年度（1980年度）に現在の通学区域となりました。

4校が現在の通学区域になってからのピークである平成7年度（1995年度）には、全体で2,008名の児童が在籍していましたが、その後、児童数は減少を続け、平成24年度（2012年度）の児童数は1,001名とピーク時の約50%となり、平成29年度（2017年度）の推計では842名と、ピーク時の約42%まで減少する見込みです。

このように上野幌・青葉地域では、児童数の減少傾向が続いていることや、連合町内会、中学校区に地域的な一体性がみられることから、「**上野幌小学校**」、「**青葉小学校**」、「**上野幌西小学校**」、「**上野幌東小学校**」の4校の校区を対象地域として、学校規模の適正化を検討していきます。



学級数（児童数）推計

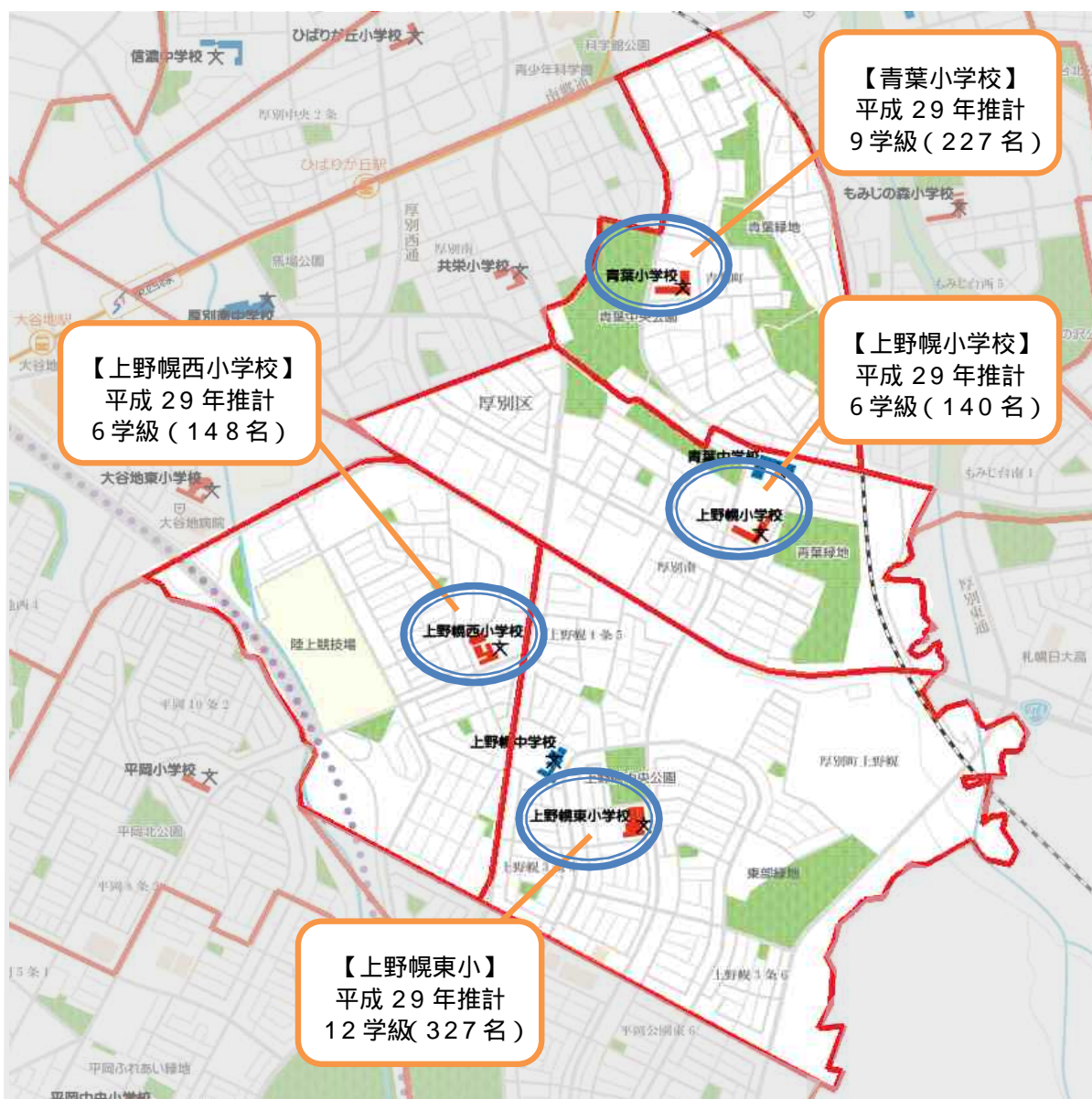
単位：学級（人）

対象校	ピーク時	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
上野幌	10 (300)	6(163)	6(175)	6(173)	6(159)	6(146)	6(140)
青葉	12 (310)	8(216)	6(207)	6(210)	8(219)	7(221)	9(227)
上野幌西	17 (580)	9(243)	8(207)	7(191)	6(171)	6(160)	6(148)
上野幌東	24 (818)	13(379)	12(367)	12(338)	12(334)	12(321)	12(327)

特別支援学級は含まない。平成25年度以降はすべて推計値である。

ピーク時の学級数及び児童数は、現在の通学区域になってからのピークである平成7年度の数字とした。

上野幌・青葉地域の小学校区



検討対象地域 厚別区
 青葉町 3 丁目、青葉町 4 丁目、青葉町 5 丁目 (2 番)
 青葉町 6 丁目 ~ 青葉町 10 丁目
 青葉町 13 丁目、青葉町 16 丁目
 厚別南 4 丁目 ~ 厚別南 7 丁目
 上野幌 1 ~ 3 条
 厚別町上野幌

南区 石山・芸術の森地域

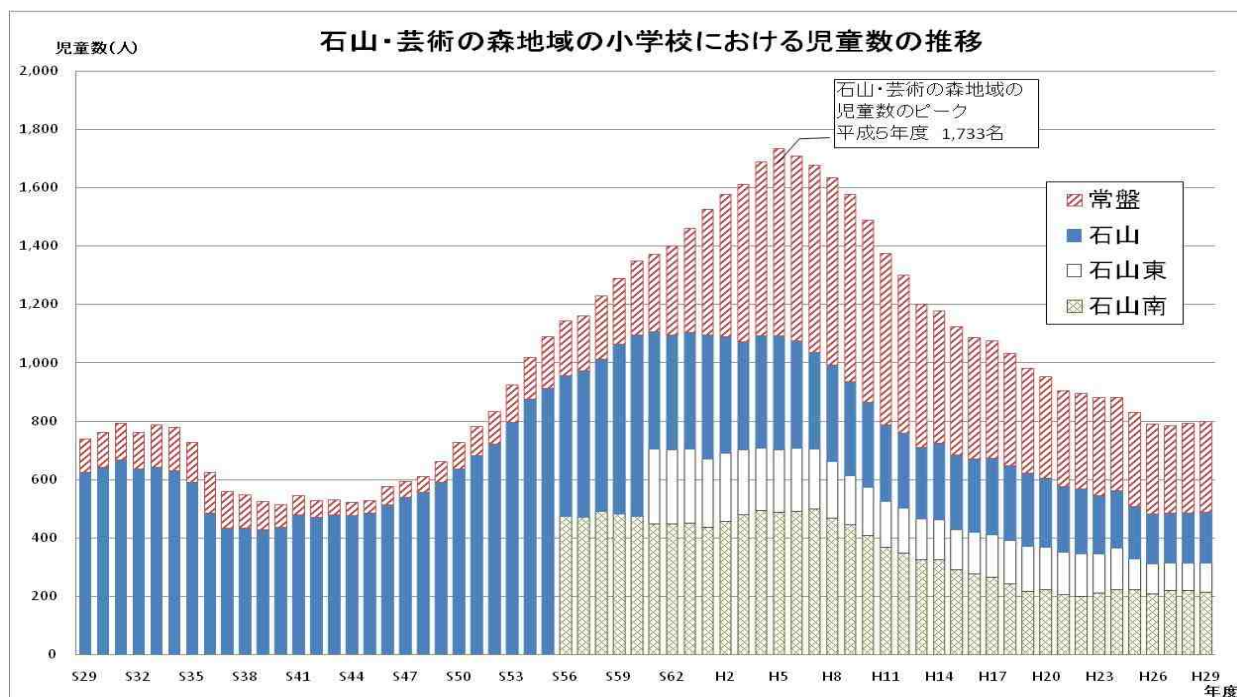
石山地域では、明治 32 年（1899 年）に石山尋常小学校として現在の石山小学校が開校しました。その後、昭和 56 年（1981 年）に石山小学校と藤の沢小学校から分離して石山南小学校が開校しました。

また、芸術の森地域では、明治 43 年（1910 年）に石山尋常小学校附属土場特別教育所が開校し、大正 5 年（1916 年）には土場尋常小学校となり、現在の常盤小学校となりました。その後、昭和 61 年（1986 年）には、石山小学校から分離して石山東小学校が開校しました。

ピーク時の平成 5 年度（1993 年度）には、4 校で 1,733 名の児童が在籍していましたが、その後、児童数は減少を続け、平成 24 年度（2012 年度）の児童数は 881 名とピーク時の約 51% となり、平成 29 年度（2017 年度）の推計では 796 名と、ピーク時の約 46% まで減少する見込みです。

このように、石山・芸術の森地域では、児童数の減少傾向が続いていることや、連合町内会、中学校区、学校設立の経緯に地域的な一体性が見られます。

また、校区内に路線バスが運行されており、路線バスを利用した通学も可能と見込まれることから、「石山小学校」、「常盤小学校」、「石山南小学校」、「石山東小学校」の 4 校の校区を対象地域として、学校規模の適正化を検討していきます。



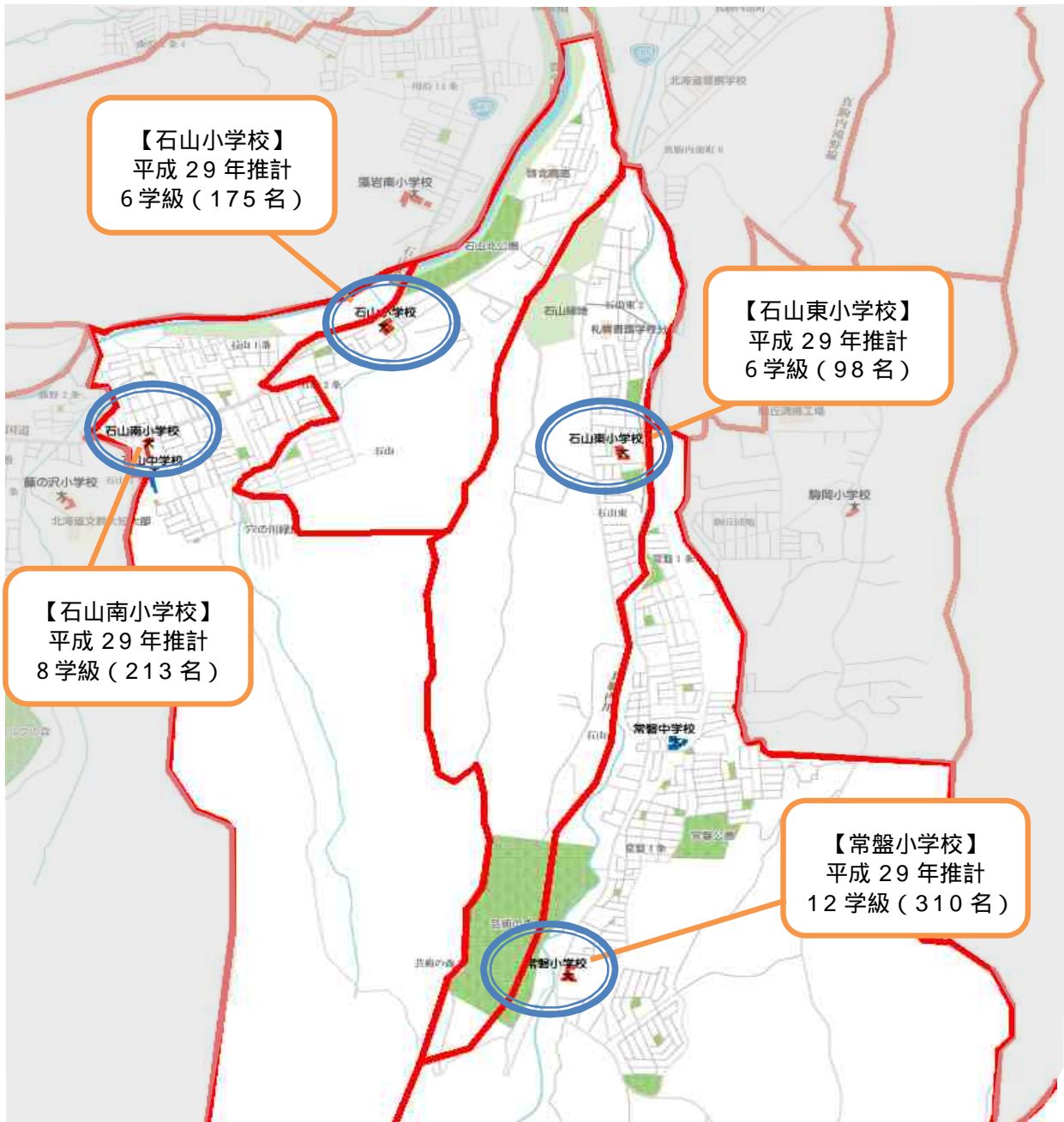
学級数（児童数）推計

単位：学級（人）

対象校	ピーク時	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
石山	13 (392)	6(197)	6(179)	6(172)	6(171)	6(172)	6(175)
常盤	18 (641)	12(321)	12(322)	12(308)	12(300)	12(310)	12(310)
石山南	15 (486)	8(222)	8(220)	8(206)	8(217)	9(219)	8(213)
石山東	8 (214)	6 (141)	6 (107)	6 (103)	6 (96)	6 (92)	6 (98)

特別支援学級は含まない。平成 25 年度以降はすべて推計値である。

石山・芸術の森地域の小学校区



検討対象地域 南区

石山 1 条 1 丁目 (1~11 番) ~ 石山 1 条 9 丁目
 石山 2 条 2 丁目 ~ 8 丁目
 石山 2 条 9 丁目 (1 番 ~ 6 番、7 番 1 号 ~ 44 号、92 号 ~ 98 号)
 石山 3 条 5 丁目 ~ 8 丁目、石山 4 条 6 丁目
 石山 (521 番地、527 ~ 533 番地、572 ~ 573 番地を除く番地)
 石山東 1 ~ 7 丁目、芸術の森 1 丁目 ~ 3 丁目
 常盤 1 ~ 6 条、常盤、
 真駒内 (36 番地、39 ~ 97 番地、99 ~ 126 番地、199 番地 28 ~ 42、206 番地 17 ~ 155、214 ~ 238 番地、240 ~ 252 番地、254 ~ 262 番地、264 ~ 265 番地、267 ~ 270 番地、272 ~ 377 番地、379 ~ 446 番地、660 ~ 662 番地、668 番地、670 ~ 673 番地、689 ~ 701 番地、705 ~ 714 番地、718 番地、720 ~ 721 番地、723 ~ 730 番地、732 ~ 740 番地、1298 ~ 1299 番地)、滝野

札幌市立小中学校の
学校規模の適正化に関する
基本方針
(概要)

札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針（概要）

1 学校規模適正化の必要性について

子どもたちにとっては、学校での集団生活を通じて、様々な個性と出会い交流することによって、それぞれの個性や社会性を身につけることが可能な学校規模での教育が効果的です。学校の小規模化が進むと、以下の表のようにクラス替えができないなど、望ましい教育効果が得られないといった課題が生じることがあります。子どもたちに良好な教育環境を整備するには、望ましい学校規模が確保されるように、学校規模の適正化を進めていく必要があります。

	課 題
教育面	効果的なクラス替えができないため、生活面において人間関係が固定化する。 自己形成に必要な集団生活が十分にできない。 友人関係にトラブルが起きると後々まで影響が残る。 運動会や学芸発表会などの学校行事では、種目や演目が限られてくる。 子どもたちの興味・関心に対応できる多様な部活動が成立しない。
学校運営面	教員同士が指導面で相談することや教科研究を行うことが十分にできない。 中学校では、教科担任を専任で配置できない教科が発生する。 PTA活動の面で、保護者の数が少ないと負担が大きくなる。 学校運営に係る教員の役割分担は学校の規模でそれほど変わらないため、負担が増える。

2 小中学校における適正な学校規模について

学校における子どもたちの教育環境を考えると、以下の学校規模が望ましいといえます。

小学校の適正規模

18学級から24学級(1学年3～4学級)が適正な規模であり、少なくとも各学年において複数学級を確保できる12学級(1学年2学級)以上の規模が必要。

中学校の適正規模

12学級から18学級(1学年4～6学級)が適正な規模であり、少なくとも各学年において複数学級を確保できる6学級(1学年2学級)以上の規模が必要。

3 学校規模適正化の基本的な考え方

(1) 学校規模適正化の検討が必要な学校

将来的にクラス替えができない学年が生じる以下の小学校・中学校を学校規模適正化の検討が必要な学校とします。

12学級未満となることが見込まれる小学校

6学級未満となることが見込まれる中学校

(2) 学校規模適正化の手法

望ましい学校規模を確保するため、以下の二つにより学校規模の適正化を進めていきます。

学校の統合 隣接する複数の学校を統合し、一定規模を確保する方法

通学区域の変更 隣接する複数の学校の通学区域の線引きを見直し、一定規模を確保する方法

(3) 通学区域の考え方

学校規模の適正化を検討する際には、小学校は12学級以上、中学校は6学級以上の学校規模の確保を前提として、できるだけ徒歩で通える範囲を基本としますが、隣接する学校が徒歩圏内にはない場合は、路線バス等の活用も検討することとします。なお、通学距離について札幌市では、徒歩通学の目安として、小学校は概ね2km、中学校は概ね3kmとしています。

(4) 検討対象校の選定

教育環境面での優先度などを踏まえたうえで、計画的に学校規模の適正化を進めるため、以下の学校から、順次検討対象校としていきます。

小学校

ア 現在6学級未満の小学校

イ 12学級未満となる見込みの小学校で、地理的にその校区が隣接する場合

中学校

ア 現在6学級未満の中学校

イ 6学級未満となる見込みの中学校で、地理的にその校区が隣接する場合

ここでいう現在とは、地域選定プランの策定時点を指します。

現在6学級未満の小学校と中学校は、特に教育環境の改善が必要なことから、早期に検討を行っていく必要があります。

12学級未満となる小学校が隣接する場合と6学級未満となる中学校が隣接する場合は、隣接校への徒歩通学が可能と見込まれるものから順次学校規模適正化に向けた取組を検討していくこととします。また、徒歩以外の通学手段も必要と見込まれるものについては、路線バス等の通学手段も視野に入れたうえで、引き続き検討を行っていくこととします。

学校規模適正化の検討にあたっては、概ね5年ごとに定める地域選定プランの中で、学校規模の適正化の検討を行う地域（以下「小規模校検討地域」といいます。）を設定します。

(5) 児童・生徒、保護者、地域との連携・協力

学校規模の適正化は、児童・生徒やその保護者はもちろんのこと、子どもや地域の方々の様々な意見を聴き、理解を得ながら進めていくことが必要です。

このため、小規模校検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「小規模校検討委員会」を設置し、通学の安全や、学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるための諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら具体的な方策を検討していきます。

(6) 地理的条件等への配慮

連合町内会などの地域との一体性や主要幹線道路・河川・鉄道などの地理的条件、通学の利便性や安全性などを十分に考慮したうえで小規模校検討地域を設定します。

また、隣接校との統合等を行うことにより、通学において子どもたちに過度の負担がかかり、子どもたちの生活環境にとって好ましくないと考えられる場合は、教育環境の改善を図る別の方法を調査・研究していきます。

(7) 子どもたちの意見の反映

学校規模適正化の検討にあたっては、子どもたちの意見も聴く機会を設けるなど、子どもたちの視点や意見を考慮して進めていきます。

(8) 既存の学校施設の有効活用

統合の際には、既存の学校施設を可能な限り有効活用するなど、全市的に行っている公共施設長寿命化の取組を考慮することとします。

4 学校規模を適正化する際の留意点

(1) 児童生徒数の動向把握

大規模なマンション建設や宅地開発などは、児童生徒数の増加によって、学校の配置にも影響を与える可能性があります。今後も都市の開発動向を的確に捉え、児童生徒数の動向を慎重に推計しながら、学校規模の適正化を進めていきます。

(2) 通学の安全について

学校規模適正化の実施によって、以前より通学距離が長くなる場合がありますが、子どもたちの生活圈と地域とのつながりに十分留意するとともに、特に通学の安全については十分に配慮します。

(3) 小規模校検討地域での交流

小規模校検討地域では、学校行事などを通じて対象校同士の交流の機会を設け、新たな交友関係が円滑に広がっていくように努めていきます。

(4) 情報の発信

学校規模の適正化に関する情報は、随時、札幌市のホームページなどを通じて、広く市民に提供していきます。

また、小規模校検討地域では、「小規模校検討委員会」での協議内容を、札幌市のホームページだけではなく、保護者への配布物や町内会の回覧板などで周知することにより、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら進めていきます。

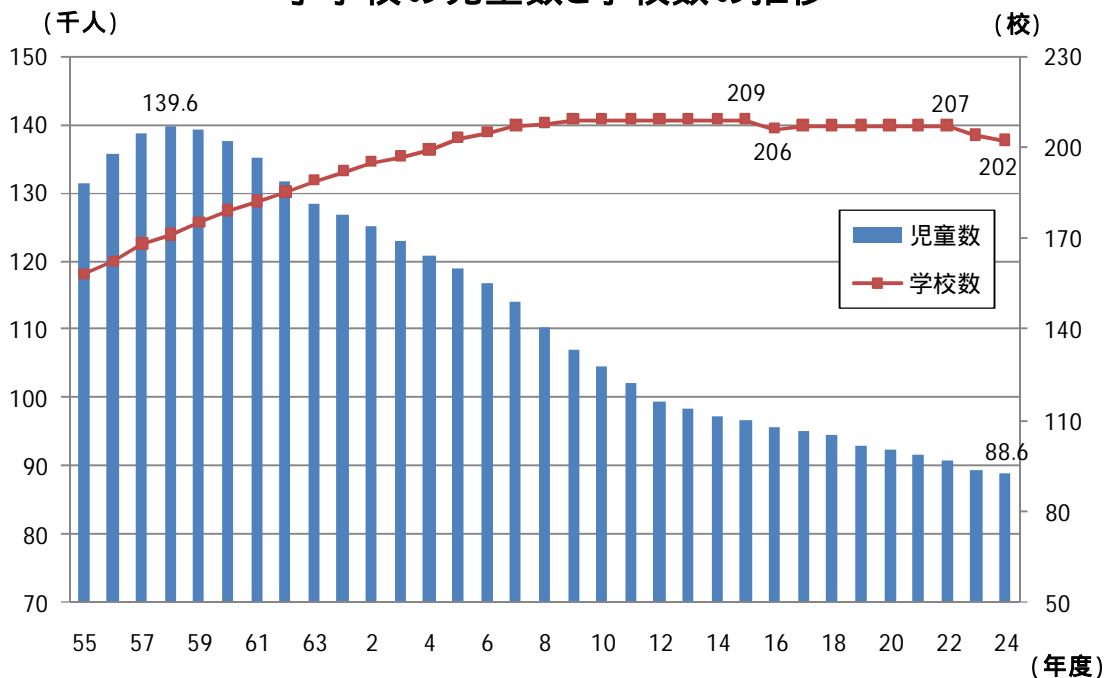
(5) きめ細かな教育の充実

学校規模適正化の実施によって適正な学校規模になった場合、教員が小規模校での経験を生かした取組を展開していくことが期待できます。さらに、少人数指導などを一層充実していくように努めます。

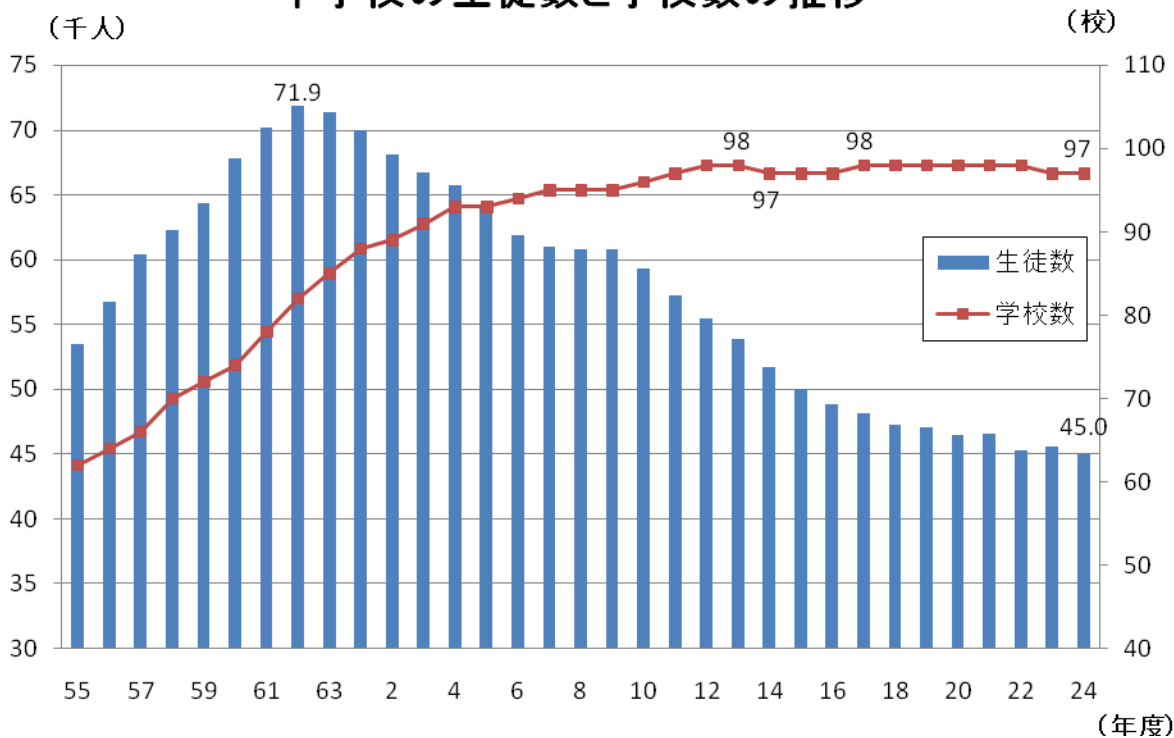
資 料

札幌市立小中学校の児童生徒数及び学校数の推移について

小学校の児童数と学校数の推移

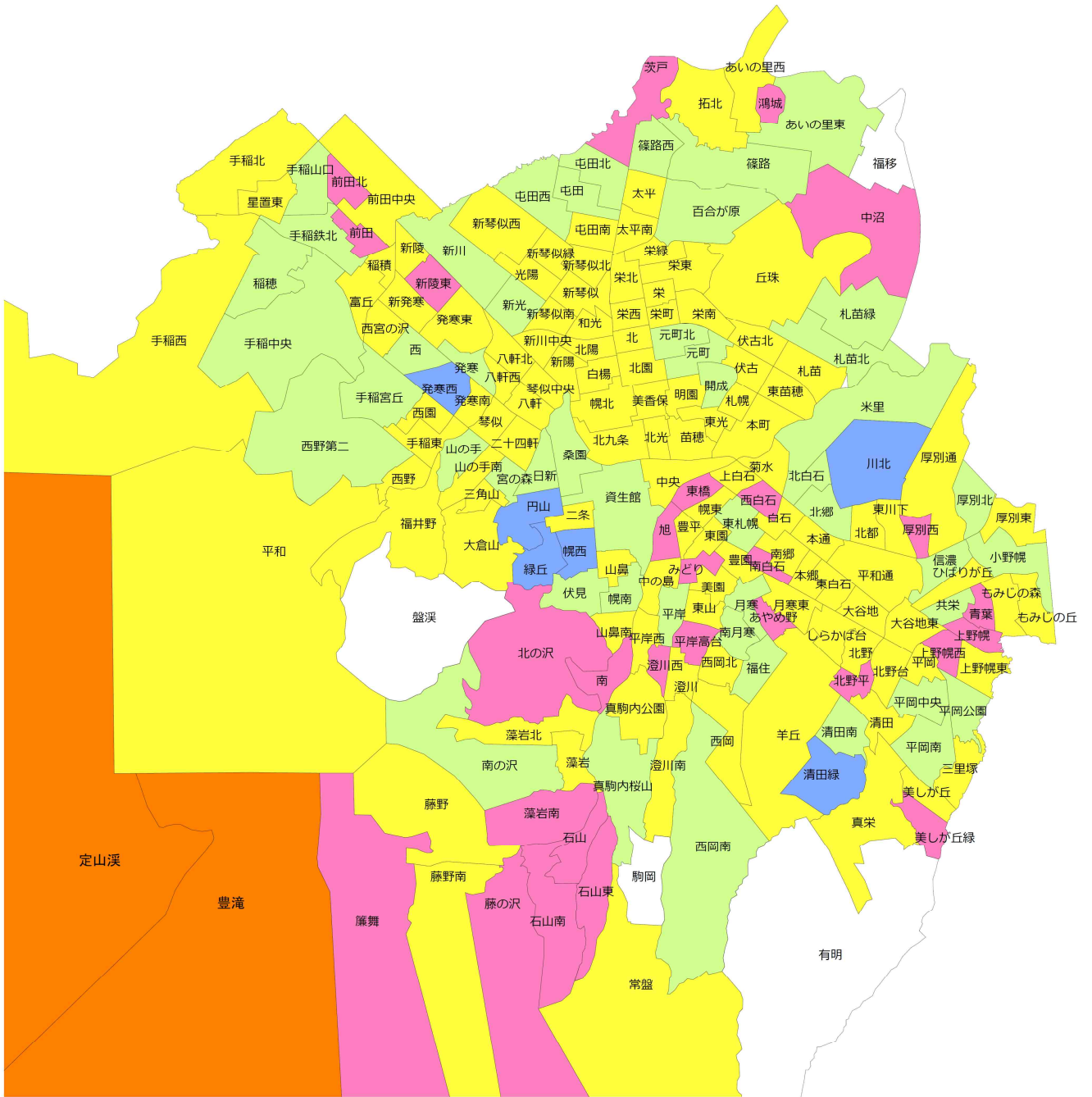


中学校の生徒数と学校数の推移



各年5月1日現在
(国立、私立、分校、特別支援学級を除く)

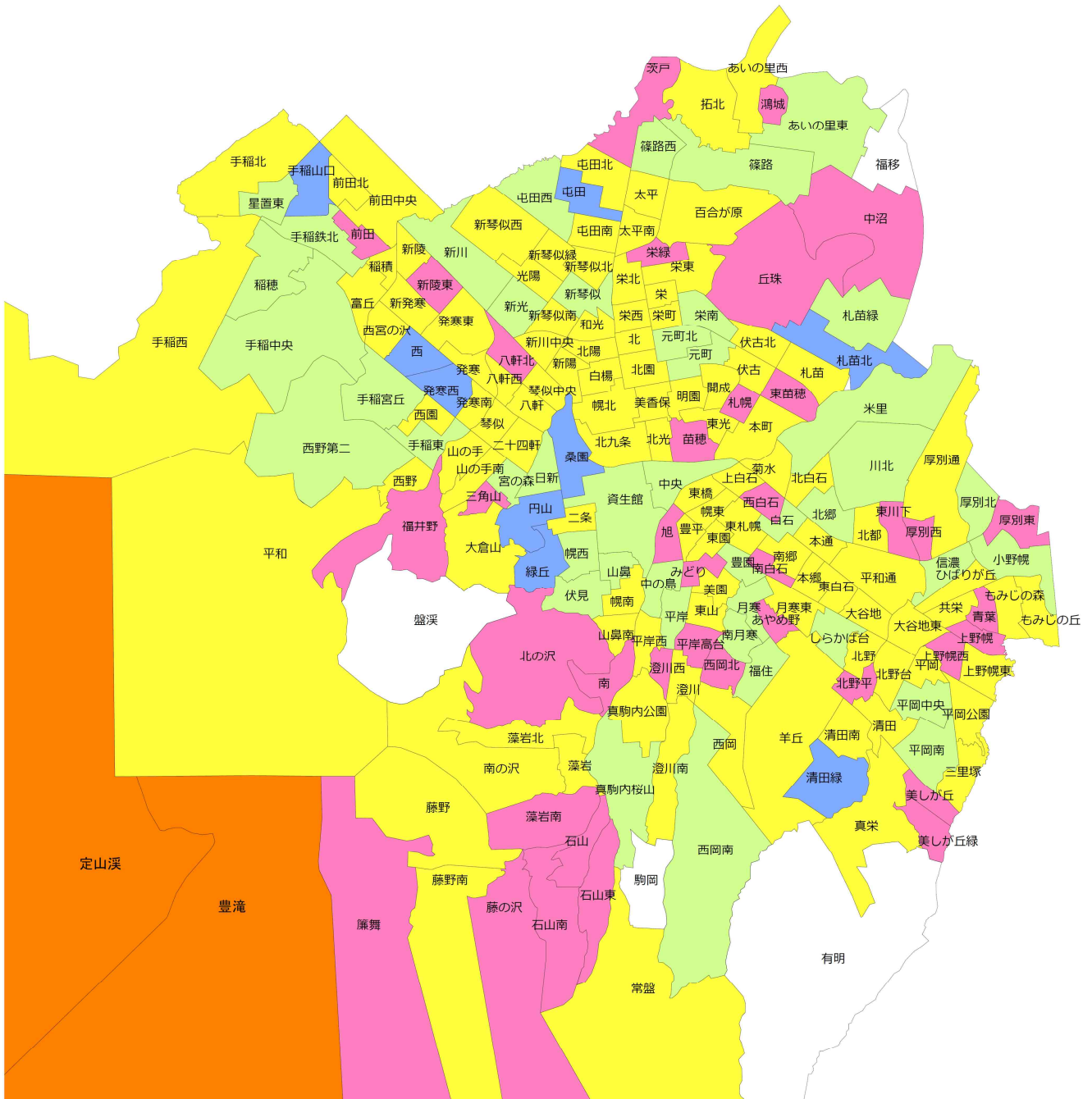
小学校配置図(平成 24 年度)



	1～5学級・・・	2校
	6～11学級・・・	28校
	12～17学級・・・	114校
	18～24学級・・・	48校
	25学級～・・・	6校
	小規模特認校・・・	4校

学級数には、特別支援学級は含まない。

小学校配置図(平成 29 年度推計)



Orange	1 ~ 5 学級 . . .	2 校
Pink	6 ~ 11 学級 . . .	38 校
Yellow	12 ~ 17 学級 . . .	106 校
Light Green	18 ~ 24 学級 . . .	43 校
Blue	25 学級 ~ . . .	9 校
White	小規模特認校 . . .	4 校

学級数には、特別支援学級は含まない。

参 考

地域選定プラン[第1次]の各小規模校検討地域での取組経過

厚別区もみじ台地域

- 平成20年 6月 小規模校検討委員会を設置し学校規模の適正化を進めるための諸課題について検討を開始(22年3月まで全12回開催)
- 21年 9月 小学校再編に関する意見書を受理
- 21年10月 意見書の内容及び今後の予定等について地域説明会を2回実施
- 22年 3月 統合校の校名案に関する意見書を受理
- 22年 6月 学校設置条例の改正により23年4月の統合が決定
- 23年 3月 4校閉校(もみじ台小・みずほ小・もみじ台南小・もみじ台西小)
- 23年 4月 統合校2校開校(もみじの丘小・もみじの森小)

南区真駒内地域

- 平成20年 7月 小規模校検討委員会を設置し学校規模の適正化を進めるための諸課題について検討を開始(21年12月まで全9回開催)
- 21年12月 学校規模の適正化に関する意見書を受理
- 22年 2月 意見書の内容及び今後の予定等について地域説明会を2回実施
- 22年 7月 校名検討委員会を設置し統合校の校名案について検討を開始(22年10月まで全3回開催)
- 22年11月 統合校の校名案に関する意見書を受理
- 23年 6月 学校設置条例の改正により24年4月の統合が決定
- 24年 3月 4校閉校(真駒内小・真駒内南小・真駒内曙小・真駒内緑小)
- 24年 4月 統合校2校開校(真駒内公園小・真駒内桜山小)

白石区東米里地域

- 平成20年度～ 学校規模の適正化に向けた話し合いを保護者や町内会と実施
- 22年 9月 地域説明会を実施
- 22年12月 学校設置条例の改正により23年3月末での閉校が決定
- 23年 3月 東米里小中学校閉校

学校統合に関するアンケート結果(抜粋)

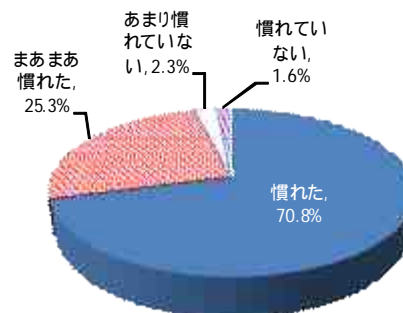
厚別区もみじ台地域における『新しい学校になったことについてのアンケート調査』結果

実施時期：平成24年3月

対象：もみじの丘小学校及びもみじの森小学校に在籍する2年生から6年生までの児童のうち旧もみじ台4小学校に在籍していた児童

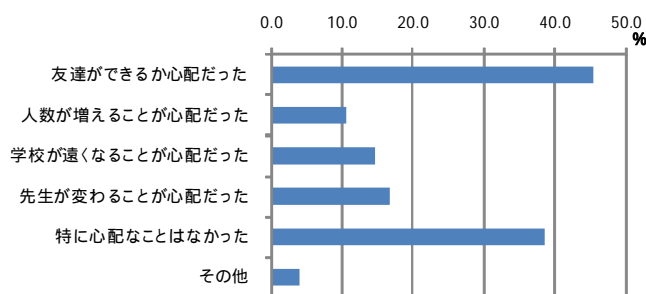
設問1 新しい学校には慣れましたか。(択一回答)

「慣れた」又は「まあまあ慣れた」を選んだ児童が9割を超えている。



設問2 新しい学校になるまでどのようなことが心配でしたか。(複数回答)

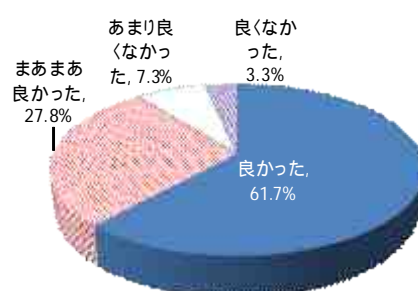
一番多く選択された回答は「友達ができるか心配だった」で、4割を超える児童が選択しているが、「特に心配なことはなかった」という回答も約4割の児童が選択している。



設問3 新しい学校になって人数が増えましたが、そのことについてどう思いますか。

(択一回答)

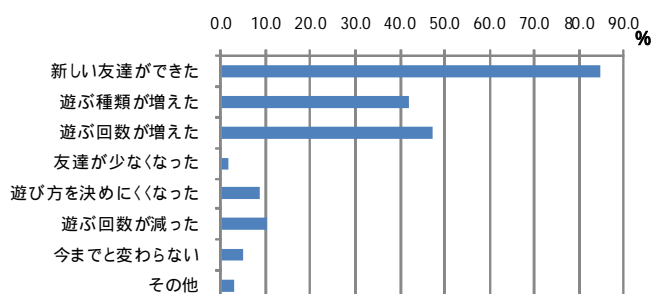
「良かった」又は「まあまあ良かった」を選んだ児童が約9割となっている。



設問4 人数が増えたことで、友達や遊ぶことについて変わったことはありますか。

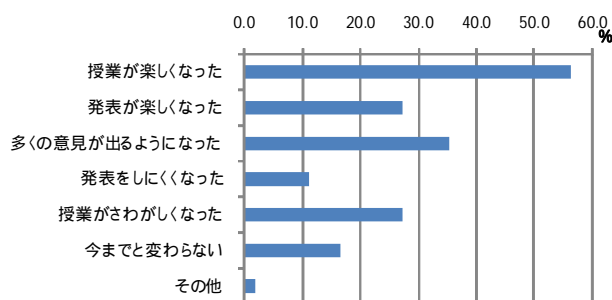
(複数回答)

一番多く選択された回答は「新しい友達ができる」で、8割を超える児童が選択している。「遊ぶ種類が増えた」「遊ぶ回数が増えた」といった意見も、4割以上の児童が選択している



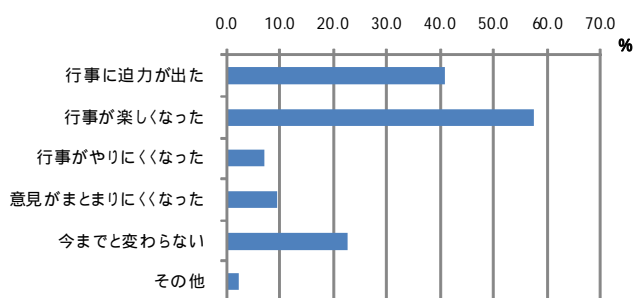
設問5 授業の様子は変わりましたか。(複数回答)

一番多く選択された回答は「授業が楽しくなった」で、5割を超える児童が選択している。次に「多くの意見が出るようになった」が多く、3割以上の児童が選択している。



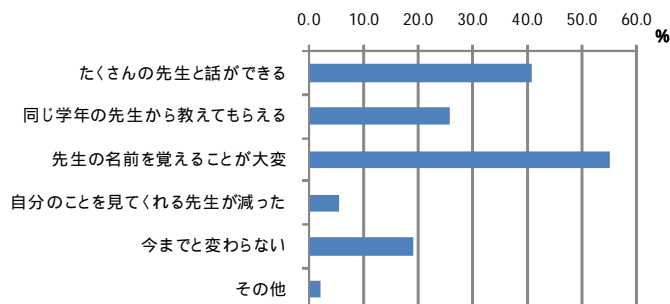
設問6 運動会、学習発表会(学芸会)などの行事の様子は変わりましたか。(複数回答)

一番多く選択された回答は「行事が楽しくなった」で、6割近くの児童が選択している。次に「行事に迫力が出た」が多く、約4割の児童が選択している。



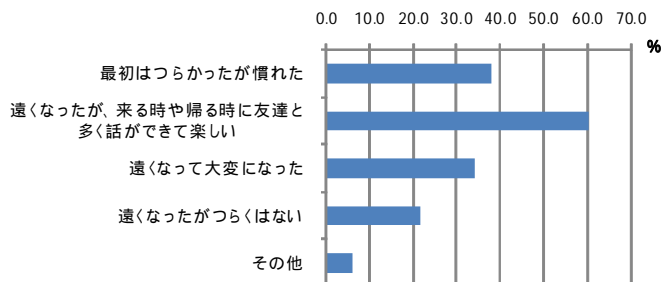
設問7 先生が増えたことで変わったことはありますか。(複数回答)

一番多く選択された回答は「先生の名前を覚えることが大変」で、5割を超える児童が選択している。次に「たくさんの先生と話ができる」が多く、約4割の児童が選択している。



設問8 (遠くなったと思う人に聞きます。) 遠くなったことについてどのように思っていますか。(複数回答)

一番多く選択された回答は「遠くなったが、来る時や帰る時に友達と多く話ができ楽しい」で、約6割の児童が選択している。



この設問は、統合により異なる校舎へ通うこととなった、もみじ台小学校及びもみじ台南小学校出身の児童に絞って集計を行っています。

小・中学校における現行制度について

通学距離について

札幌市では、徒歩通学の目安を、小学校で概ね2 km以内、中学校で概ね3 km以内としています。

徒歩通学の目安を超えて、交通機関を利用して通学しなければならない場合は、定期料金の全額助成を行っています。(教育委員会から指定された学校以外へ通学する場合や、他の法令等で通学にかかる交通費の助成や補助を受けている場合などを除きます。)

学級編制及び教職員定数の基準について

1 はじめに

学級編制及び教職員定数は法律に基づき、北海道が基準を定めています。

2 学級編制について

(1) 北海道の基準について

1学級40人の児童生徒数を基準としています。(小学校第1学年は1学級35人)

(2) 少人数学級実践研究事業について

「少人数学級実践研究事業」とは、少人数学級における効果的な指導方法等を研究することを目的に行われている事業です。下記の要件を満たし、研究校に指定されると、1学級35人の基準で学級編制が行われます。

【対象要件】

対象となる学年	対象となる学校
小学校第2学年	小学校第2学年の児童数が35人を超える学校
中学校第1学年	中学校第1学年の生徒数が70人を超える学校

(参考) 学級編制の考え方

学級編制		1学級	2学級	3学級
北海道の基準	40人学級 (、、以外の学年)	1～40	41～80	81～120
	35人学級 (小学校第1学年)	1～35	36～70	71～105
少人数学級 実践研究事業	35人学級 (小学校第2学年)	1～35	36～70	71～105
	35人学級 (中学校第1学年)	1～70人の場合は 40人学級		71～105

3 普通学級における教職員定数について

各学校における教職員の配置については、北海道が定める教職員定数（下表「教職員定数配置基準」）に基づき、配置されます。

【教職員定数配置基準】

学級数	1		2	3		4	5	6		7	8	9	10	11	
	併置校	単置校		単置校で15人以下又は併置校で37人以下	単置校で16人以上又は併置校で38人以上			100人以下	101人以上						
配置数	小学校	2		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	中学校	3	4	6	9		9	10	11		13	15	16	18	20

学級数	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
配置数	小学校	15	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	28	29	30	31	32	33
	中学校	21	22	23	25	26	28	30	31	33	35	36	38	39	40	42	43	44

- ・上記の表は、校長と教員合計の人数を示しており、養護教諭、事務職員、栄養職員などの職員については、含まれていません。
- ・教員の配置について、北海道において教育上特別の配慮が必要と認められた場合などは、定数に追加して教員が配置されることがあります。

札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する
地域選定プラン〔第2次〕

平成25年（2013年）3月発行

発行：札幌市教育委員会 生涯学習部

計画課 配置計画担当 TEL 011-211-3836

市政等資料番号	01-S01-12-1824
---------	----------------